

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成29年9月28日
【会社名】	株式会社チャーム・ケア・コーポレーション
【英訳名】	CHARM CARE CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 下村 隆彦
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島三丁目6番32号
【電話番号】	(06)6445-3389(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経営管理部長 里見 幸弘
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区中之島三丁目6番32号
【電話番号】	(06)6445-3389(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経営管理部長 里見 幸弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成29年9月26日開催の当社第33回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成29年9月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件  
期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円50銭

配当総額48,954,330円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年9月27日

第2号議案 定款の一部変更の件

今後の事業展開に備えるために、現行定款第2条（目的）に追加・変更を加えるものです。

取締役の経営責任をより明確化するとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第21条（取締役の任期）につき、取締役の任期を2年から1年に短縮するとともに、任期の調整に関する同条第2項を削除するものです。

その他、上記に伴う号数の変更を行うものです。

第3号議案 取締役6名選任の件

下村 隆彦、里見 幸弘、奥村 孝行、小椋 史朗、渡邊 五郎及び山澤 俱和の6氏を取締役に選任するものです。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任する杉本 安史氏の在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈するものです。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役会に一任願います。

第5号議案 取締役及び監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

役員報酬制度改定の一環として、取締役及び監査役の退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することに伴い、第3号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合に再任される取締役下村 隆彦、里見 幸弘、奥村 孝行の3氏及び在任中の監査役吉川 良文氏に対し、それぞれ本総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給するものです。

なお、その具体的な金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任願います。

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

今般、コーポレート・ガバナンスを強化し、社外取締役の増員及び今後の役割拡大に備えるため、取締役の報酬額を年額110百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）から年額120百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）に改定するものです。

第7号議案 社外取締役を除く取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

取締役（社外取締役を除く。）に対して、従来の取締役の報酬額とは別枠で、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を年額20百万円以内かつ新株予約権の上限個数1,500個（付与株式数は1個当たり10株とする）の範囲で発行するものです。

なお、各取締役への支給時期及び配分については、取締役会に一任願います。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	42,573	406	-	(注)1	可決 99.06
第2号議案 定款の一部変更の件	42,603	376	-	(注)2	可決 99.13
第3号議案 取締役6名選任の件					
下村 隆彦	42,592	387	-	(注)3	可決 99.10
里見 幸弘	42,591	388	-		可決 99.10
奥村 孝行	42,593	386	-		可決 99.10
小梶 史朗	42,591	388	-		可決 99.10
渡邊 五郎	42,583	396	-		可決 99.08
山澤 倶和	42,584	395	-		可決 99.08
第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件	42,331	648	-	(注)1	可決 98.49
第5号議案 取締役及び監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件	42,396	583	-	(注)1	可決 98.64
第6号議案 取締役の報酬額改定の件	42,585	394	-	(注)1	可決 99.08
第7号議案 社外取締役を除く取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件	42,594	385	-	(注)1	可決 99.10

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上